

意見書案第6号

企業・団体献金禁止法（仮称）の制定を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成28年3月14日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進

企業・団体献金禁止法（仮称）の制定を求める意見書

安倍内閣の甘利明前経済再生担当大臣は、建設会社と独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）との補償交渉の口利きを依頼され、建設会社側から平成25年11月に大臣室で50万円、平成26年2月に地元事務所で50万円の計100万円を受け取っていたことを認め、また、秘書が建設会社側から受け取った500万円のうち、300万円については政治資金収支報告書への記載を欠き、個人的に消費したことへの監督責任を認め、今年1月28日に大臣を辞任した。

今回の行為は、国会議員や秘書が、国が出資する団体からトラブル処理などを口利きした見返りに報酬を受け取ることを禁じている、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律に違反している疑いが強く、改めて企業・団体献金の害悪が浮き彫りになった。

そもそも政治家と企業が癒着した金権政治が問題となる中、平成12年に、政治家個人への企業・団体献金が禁止され、税金で政治活動を支えることで不透明な政治献金をなくすことを目的に導入したのが政党助成制度である。

しかしながら、政党本部や政党支部への献金はいまだ認められ、中でも政党支部は、政治家が企業・団体献金を受け取る新たな財布となり、平成26年の政治資金収支報告書によると、自由民主党の政治資金団体である一般財団法人国民政治協会は26億円以上の企業・団体献金を集めるなど、日本共産党を除く政党・政治団体が集めた企業・団体献金は約100億円にも上っている。

国の政策や事業が、献金をする企業・団体と政治家との癒着でゆがめられることは絶対にあってはならないことは当然であり、一刻も早い企業・団体献金の全面禁止が不可欠である。

よって、国におかれては、政治と金の癒着の根を絶つためにも、企業・団体献金の全面禁止を求める企業・団体献金禁止法（仮称）を制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長 宛て

内閣総理大臣

総務大臣